

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

東芝インフラシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ受変電設備等の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、東芝インフラシステムズ株式会社が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務を委託できる業者は、東芝インフラシステムズ株式会社のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社日立製作所が設計制作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要が

あるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計制作した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を株式会社日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課（電話番号：06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 下水道科学館昇降機点検保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

下水道科学館は、下水道の役割の普及・啓発を目的として平成7年に開館した体験型学習施設で、来館者の館内移動の利便性向上のため、昇降機2基を設置している。

本業務は、昇降機の安全稼働に必要な定期点検と不具合発生時における緊急対応を委託するものである。

本設備は、日本エレベーター製造株式会社が設計・制作したもので、点検業務にあたっては、メーカー独自のノウハウと点検後の一貫した責任と性能についての保証の観点、また、事故発生時における緊急対応には、当該昇降機の構造を熟知している技術者の確保が不可欠であるため、当該昇降機の制作会社である上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部調整課（電話番号：06-6615-7586）

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・大阪港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成24年4月から運用しているところである。

本業務は、次年度以降当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社N T Tデータ関西（以下、「同社」という。）が保有するパッケージソフトを基に、設計・プログラミングし、開発したものであり、本業務を行うには同社が保有するノウハウ・技術を有していることが必要である。また、同社はシステムの保守業者であり、当該事業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明瞭になる等、システム運用に支障が生じるおそれがあることから、上記業者に随意契約するものである。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部経理課下水計理担当（電話番号：06-6615-7536）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度下水道総合情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、建設局における下水道事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、下水道総合情報システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部企画課DX推進担当（電話番号：06-6615-6479）

随意契約理由書

1 案件名称
令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託

2 契約相手方
日揮株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、薬液供給等の各設備から構成され、本市の受泥量や汚泥性状の変化に対応し、かつ、排ガス・臭気等に関する法令基準を遵守できるよう、日揮株式会社が独自に設計製作及び施工したものである。

本汚泥溶融施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本施設は日揮株式会社が設計製作及び施工したもので、各設備は互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が必要となる。したがって本業務を安全かつ効率的に遂行するためには設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また業務における責任の一貫性を確保させ性能の保証も担保する必要がある。また、当該設備にかかる保守点検業務について、同社を含むヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第1項第1号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約相手方

月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

3 随意契約理由

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融炉施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、薬液供給等の各設備から構成され、本市の受泥量や汚泥性状の変化に対応し、かつ、排ガス・臭気等に関する法令基準を遵守できるよう、月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体が独自に設計製作及び施工したものである。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本施設は月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島テクノ（月島ジェイテクノメンテナンス（株）」は月島機械、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝」は東芝インフラシステムズ（株）の事業継承会社）が設計製作及び施工したもので、各設備は互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が必要となる。したがって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として

業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。また、当該設備にかかる保守点検業務について、同社を含むヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」 第十一条第1項第1号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター （電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設は、本市の各下水処理場で発生した消化汚泥を脱水機で脱水し、脱水した際に生じる脱水分離液に包含するアンモニアを、送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、送水前に低減処理するものである。

本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は、下水道設備業界初の設備であり、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。

スラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水機の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。脱水分離液処理設備も、脱水機の運転変更に追随して、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。当該契約相手方以外の業者では、設備や運転に対する独自ノウハウや既往の知見もなく、迅速かつ的確に運転調整を行い、一体管理を行うことは困難である。

当該設備にかかる保守点検業務について、複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号:06-6460-2830）

随意契約理由書

1 業務名称

令和6年度野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託

2 契約の相手方

NPO 法人南港ウェットランドグループ

3 随意契約理由

本業務は、野鳥園臨港緑地の干潟・湿地の環境を保全し、ボランティア（市民・校舎・企業のCSR等）と連携を図りながら、施設を有効活用した環境学習の場を市民に提供することを目的とするものである。

業務内容については、鳥類調査、底生生物調査、干潟現況調査等の環境調査、野鳥の観察指導、各種観察会等の環境学習、干潟・湿地の手入れや湿地の環境保全、及び広報啓発、市民等との連携等多岐にわたる。

本業務を遂行するには、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識と経験を備えており、野鳥園臨港緑地及び周辺地域の自然に通じ来園者や観察会等の参加者に案内解説等の情報提供を行う能力を有することが必要である。

また、業務履行に関しては、当施設の設備等を熟知していること、関係団体との情報交換、協力等緊密な連絡調整が可能であることが必要である。

上記法人は、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識や案内解説等の情報提供を行う能力を有しており、さらに、野鳥園臨港緑地の環境保全にも当初から関わっており、その活動の経緯も熟知している。

令和元年度以降、毎年他都市の類似施設における業務実績のある法人に対し調査を実施しているが、本案件の入札に参加意欲のある法人はなかったため、上記法人と随意契約を行っている。今年度についても、再度他都市調査を実施したが、状況は変わらず入札参加に積極的な法人はなかった。

拠って大阪市の入札参加資格を持ち、上記のような業務を行える法人は他に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、次の団体との随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局臨港方面管理事務所管理課（電話番号：06-6613-7716）

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場及び庭球場の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

よって、三菱電機株式会社より事業承継された上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6465）